

窓口に行かなくてもいいので手軽で便利

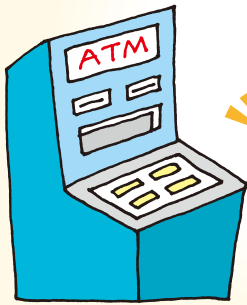
定期貯金の
ニューススタイル

誕生

“サクッと”と 定期貯金

ATMでも
ネットでも

ATM定期貯金



お手持ちの定期貯金通帳、または総合口座の定期貯金への受入がATMの操作のみでお取り組みできます。

ネットバンク定期貯金



ご自宅のパソコンやスマホから定期貯金がお取り組みできます。ネットバンクのお申し込みは窓口またはインターネット（上記QRコード）からお手続きが可能です。

年0.05%

(税引後年0.039%)

令和2年5月1日(金)～令和3年3月31日(水)まで

※税金:20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税(令和19年12月31日までの適用)となります。
※税引後の金利は、表示単位未満がある場合はその単位を切り捨てて記載しています。

「JAバンクとのお取引は初めて」というお客様もお気軽にご相談ください。

◎詳しくはお近くのJA三次各支店、またはJA三次のホームページでご確認ください。

令和2年5月1日(金)現在

本店 ☎(0824)63-9920 東部支店 ☎(0824)66-1020 君田支店 ☎(0824)53-2211 吉舎支店 ☎(0824)43-3131
八次支店 ☎(0824)62-2890 西部支店 ☎(0824)68-2225 布野支店 ☎(0824)54-2211 三良坂支店 ☎(0824)44-3101
北部支店 ☎(0824)62-2384 市役所支店 ☎(0824)62-6175 作木支店 ☎(0824)55-2211 三和支店 ☎(0824)52-3101

<http://www.ja-miyoshi.or.jp/>

JA三次

検索

JA三次

商品概要

商品名	スーパー定期貯金〈単利型〉 「JA三次ATM定期貯金」	スーパー定期貯金〈単利型〉 「JA三次ネットバンク定期貯金」
ご利用いただける方	◇ 個人の方	◇ 個人の方
期 間	◇ 定型方式:1年 ◇ 自動継続(元利金継続)の取扱いとなります。	◇ 定型方式:1年 ◇ 自動継続(元利金継続)の取扱いとなります。
預入方法 (1)預入方法	◇ 一括預入 ◇ JA三次のATMによるお預け入れに限りです。 ◇ ご利用にあたっては、あらかじめJA三次の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。(通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがございます)	◇ 一括預入 ◇ JA三次のネットバンクによるお預け入れに限りです。 ◇ ご利用にあたっては、あらかじめJA三次の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。(通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがございます)また、JA三次のネットバンクをご契約していただく必要があります。
(2)預入金額	◇ 現金扱いの場合は1契約につき、10万円以上100万円までとなります。	◇ 10万円以上
(3)預入単位	◇ 1円単位	◇ 1円単位
払戻方法	◇ 満期日以後に一括して払い戻します。	◇ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適用金利	◇ 預入時の約定利率として、年0.05%を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。	◇ 預入時の約定利率として、年0.05%を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
(2)利払頻度	◇ 満期日以後に一括して支払います。	◇ 満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	◇ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。	◇ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	◇ 令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。	◇ 令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
(5)金利情報の入手方法	◇ 窓口でお問合せください。	◇ 窓口でお問合せください。
手 数 料	—	—
付加できる特約事項	◇ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)	◇ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率 (2)6か月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	◇ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率 (2)6か月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	◇ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0824-63-9921)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0824-63-9921)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他事項	◇ 金利情勢等によっては、募集期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。 ◇ お取扱いは平日8:45~19:00となります。 ※一部異なるATMがございます。 ◇ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。	◇ 金利情勢等によっては、募集期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。 ◇ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

令和2年5月1日(金)現在